

募集要領

1. 件名

女性のための相談強化等事業業務委託

2. 概要及び目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、望まない孤独・孤立、急な解雇等で様々な困難や課題を抱える女性に対して、SNS を活用した相談時間を夜間に設け支援体制を強化する。また、市有施設の相談窓口等で、必要な人に生理用品を提供することを契機に相談を促し、不安を抱える女性に寄り添い、社会とのつながりを回復することができるよう適切な支援機関に繋げていく。これらの事業について、専門性や知識、経験、コーディネート機能の発揮などを期待し、公益性のある民間団体から企画提案を求めるものである。

3. 業務内容

仕様書（別紙 1）のとおり

4. 履行期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで

5. 履行場所

市長の指示する場所

6. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

7. 提案限度価格

9, 0 1 3, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

8. 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) NPO（特定非営利活動法人）、社団法人、財団法人、社会福祉法人等公益性のある民間団体であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から 5 年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

(6) 松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

9. 募集要領等の配布

- (1) 期間 令和3年7月8日(木)から令和3年7月29日(木)まで
- (2) 場所 松山市二番町四丁目7番地2(本館6階)松山市市民部市民生活課
- (3) 方法 配布場所で直接受取る。又は松山市ホームページよりダウンロードすること。
ホームページアドレス <http://www.city.matsuyama.ehime.jp>
*配布時間は午前8時30分～午後5時(土日、祝日を除く。)

10. 評価基準

評価基準書(別紙2)のとおり

11. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準に基づき、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの審査により行うこととするが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、オンラインでのプレゼンテーションまたは書面審査に変更する場合がある。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。
ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

12. 選考委員会の構成

選考委員会は市職員5名で構成する。なお、外部の有識者(2名)を置き、意見を求めるものとする。

13. 募集要領に関する質問受付・回答・公表

- (1) 受付期間 令和3年7月8日(木)から令和3年7月26日(月)午後5時まで
- (2) 受付方法 質問事項等を記載した質問書(様式1)を電子メールにて提出すること。
電話・来庁・FAXにおける口頭等での質問は受け付けないものとする。
その際、担当者氏名及び電子メールアドレスを漏れなく記載すること。
また、電子メールの表題を「プロポーザル質問書【女性のための相談強化等事業業務委託】(団体名)」とし、送信した後に、市民生活課(948-6449)まで送信した旨の電話をすること。
なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。
- (3) 回答・公表 令和3年7月28日(水)までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。
- (4) 電子メールアドレス等
電子メールアドレス siminseikatu@city.matsuyama.ehime.jp
ホームページアドレス <http://www.city.matsuyama.ehime.jp>

14. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和3年7月29日(木)午後5時まで(必着)
 (2) 提出書類 「16. 提出書類」にある(1~5)の書類一式を提出すること。
 (3) 提出場所 〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2(本館6階)
 松山市市民部市民生活課 担当: 村本、笠置
 (4) 提出方法 直接持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)
 ※持参の場合は、午前8時30分~午後5時(土日、祝日を除く)

15. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和3年8月5日(木)午後5時まで(必着)
 (2) 提出書類 「16. 提出書類」にある(6~11)の書類一式を提出すること。
 (3) 提出部数 各10部(正本1部・副本9部)
 (4) 提出場所 〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2(本館6階)
 松山市市民部市民生活課 担当: 村本、笠置
 (5) 提出方法 直接持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)
 ※持参の場合は、午前8時30分~午後5時(土日、祝日を除く)

16. 提出書類

次の書類を提出すること。ただし、公告日時時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号2~5、及び8、9の書類提出は不要。

書 類 番 号	提 出 書 類 名	提 出 上 の 注 意
1	参加表明書(様式2)	印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑)ただし、公告日時時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。 ※法人格を持たない任意団体は、住所地の市区町村長が証明する代表者個人の印鑑を押印すること。
2	印鑑登録証明書(原本)	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。 (発行後3ヶ月を超えないもの)
3	履歴事項全部証明書(原本)	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。 (発行後3ヶ月を超えないもの) ※法人格を持たない任意団体は該当書類なし。(不要)
4	完納証明書(原本) 又は 納税証明書(原本)	次の証明書を添付すること。 (発行後3ヶ月を超えないもの) ア. 松山市で課税がある場合(松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等) 松山市(納税課)が発行する完納証明書。 イ. 法令等により減免がある場合 法人税減免承認通知書の写し。 ウ. 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は市町村民税もしくは市町村県民税の納税証明書。 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書。 ※松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にすること。

		※新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた方は、事前に市民生活課に相談すること。
5	法人税、消費税及び地方消費税等の納税証明書（原本） （未納の税額がないことの証明）その3の3（法人）	申告している税務署が発行する納税証明書。 免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） ※新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた方は、事前に市民生活課に相談すること。 ※法人格を持たない任意団体は、代表者個人の納税証明書（その3の2）を添付すること。
6	企画提案書	A4サイズ縦型とする。 必要に応じて、資料を添付すること。 提案書は、（別紙2）の評価基準書を参考に作成し、次の項目は必ず提案すること ① SNSを活用した相談事業に関する計画 ・ 開設の曜日・時間と人員体制 ・ 利用するアプリケーションとその理由等 ・ 相談支援の連携先とその理由等 ② SNSの設備環境に関する計画 ・ 個人情報の管理等 ③ 広報事業及び生理用品等の提供事業に関する計画 ・ 広報の方法 ・ 生理用品の配付方法 ・ 連携先とその理由等 ④ 危機管理体制 ・ 緊急時の対応やセキュリティ体制等
7	団体概要（様式3）	
8	直前2年分の財務諸表類 （貸借対照表及び損益計算書の写し）	※法人格を持たない任意団体は、代表者個人の直前2年分の所得税確定申告書及び収支計算書等計算書類の写しを提出すること。（青色申告書の場合は、貸借対照表（資産負債調）の写しを含む）
9	経営状況等調査票（様式4）	
10	本業務への執行体制等（様式5）	
11	参考見積書（様式6）	公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている印鑑を押印すること。
※	チェックリスト	提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

注1) 書類は正確かつ簡潔な内容とし、記入枠が不足する場合は枠を広げて記入すること。ただし、できるだけ簡潔・明瞭にまとめ、提出が求められていない資料を添付するなど過大なものにならないよう留意すること。

注2) 企画書はボリュームを評価の対象にしないので、読み易さや簡潔さに留意すること。カラー印刷での提出も可とする。

17. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。

- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 採用された提案書等の著作権は松山市に帰属する。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 提出書類の記入において公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、候補者以外の業者名と評価結果が結びつかないように配慮する。ただし、参加事業者数が2者のみの場合は、この限りではない。

18. スケジュール

- | | |
|-----------------------|------------------------------|
| (1) 実施手続きの開始・公表 | 令和3年7月8日(木) |
| (2) 募集要領等に関する質問の受付 | 令和3年7月8日(木)～
令和3年7月26日(月) |
| (3) 質問の回答・公表 | 令和3年7月28日(水) |
| (4) 参加表明書の提出締切 | 令和3年7月29日(木) 午後5時 |
| (5) 企画提案書等の提出締切日 | 令和3年8月5日(木) 午後5時 |
| (6) プレゼンテーション・ヒアリング審査 | 令和3年8月中旬(予定) |
| (7) 特定・非特定結果の通知・公表 | 令和3年8月下旬(予定) |
| (8) 契約締結・公表 | 令和3年8月下旬(予定) |

19. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 日 時 令和3年8月中旬(予定)(詳細は別途通知する)
※1者につき25分程度
(プレゼンテーション:15分程度・ヒアリング:10分程度)
- (2) 場 所 未定
※詳細については、別途通知する。
- (3) 出席者 1者につき3名までとする。業務責任者は原則出席すること。
- (4) 実施順序 提出書類の受付順とする。
- (5) 留意事項

プレゼンテーション・ヒアリングは提出された提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、プロジェクター及びスクリーン等、必要機器は、参加者が用意すること。使用する場合は事前に、市民生活課(948-6449)まで連絡すること。

プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、オンラインでのプレゼンテーション又は書面審査に変更する場合がある。

20. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合

- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (8) コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合

2 1. 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 「7 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

2 2. 事務局

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2（市役所本館6階）

松山市 市民部 市民生活課 男女共同参画推進担当 村本・笠置

TEL : 089-948-6449（直通）

FAX : 089-934-3157

E-mail : siminseikatu@city.matsuyama.ehime.jp